

沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度等）

令和6年11月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

沖縄の自主性を尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、関税制度上の特例措置として、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）等において、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置（以下「選択課税制度等」という。）が設けられている。この選択課税制度等については、令和7年3月31日に適用期限が到来する。

○ 選択課税制度

国際物流拠点産業集積地域（以下「国際物流地域」という。）（注1）における保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率（原則）と製品に対する関税率のいずれか低い方を輸入者が選択できる制度である（沖振法第47条等、暫定法第13条）。

暫定法上、3年間の適用期限が令和7年3月31日に到来する。

（注1）国際物流拠点産業集積地域とは、開港又は税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接等している地域であり、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域として沖縄県知事が定めるもの（現在、「那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市」、「うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区の4地区）」が対象とされている。）。

○ 保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置

沖振法の規定により、国際物流地域の区域内において保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域（以下「保税蔵置場等」という。）の許可を受けた者が納付すべき当該許可に係る手数料（以下「保税蔵置場等の許可手数料」という。）について、2分の1に軽減することとしている（沖振法第46条等、税関関係手数料令第13条の5）。

選択課税制度とともに、その適用期限が令和7年3月31日に到来する。

2. 改正要望の内容

選択課税制度等の適用期限が令和7年3月31日に到来することを踏まえ、内閣府及び経済産業省は、令和7年度関税改正要望として以下の事項を要望

している。

- (1) 選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用期限を2年間延長すること（令和8年度末まで）。
- (2) 沖振法に基づき沖縄県知事が定める既存の国際物流地域の範囲について、企業集積が見込まれる地区のみに見直し（縮小し）た上で、新たに①南風原町（津嘉山地区、神里地区、照屋地区）及び②八重瀬町（友寄地区）を追加する場合には、その追加等された国際物流地域においても選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用を認めること。

3. 検討

国際物流地域における企業集積の進展は、国際物流地域の新規雇用者数の増加や国際物流地域において生産された物品の輸出額及び国内出荷額の増加などをもたらしており、沖縄県全体の一人当たりの県民所得の増加にも一定程度寄与している。

選択課税制度は、沖振法に基づく国際物流地域に関する各種税制上の特例措置の一環として平成10年度に創設されたものであり、国際物流地域における企業誘致の観点から一つの魅力になっていると考えられる。

また、現在、国際物流地域においては、9者の保税蔵置場が保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用を受けており（注2）、今後、選択課税制度と相まって国際物流地域における企業集積に一定の効果をもたらすものと考えられる。

（注2）国際物流地域内の平均的な入居面積（保税蔵置場）は約663㎡となっており、この場合の保税蔵置場の許可手数料は2分の1に軽減（12,200円/月→6,100円/月）。

こうした点を踏まえ、沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、国際物流地域における更なる企業集積を図るため、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用期限を2年間延長することが適当と考えられる。

なお、沖振法に基づく国際物流地域の範囲が見直される場合であっても、他の税制上の特例措置とともに、選択課税制度等が利用されることで、国際物流地域における更なる企業集積の促進が期待されることから、見直し後の国際物流地域においても、これらの制度の適用を認めることが適当と考えられる。

4. 改正の方向性

沖縄の振興に寄与するため、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置について適用期限を2年間延長することが適切ではないか。

また、国際物流地域の範囲が見直される場合には、国際物流地域における更なる企業集積を図るため、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置について、見直し後の国際物流地域においても適用を認めることが適切ではないか。